

下関市建築物等における 木材の利用促進に関する基本方針

令和5年 3月 1日

下関市

目 次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	1
第4	下関市が整備する公共建築物等における木材の利用目標	2
	1 木造化の推進	
	2 木質化の推進	
	3 公共工事における木材利用の推進	
第5	その他建築物等における木材の利用の促進に必要な事項	2

下関市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成25年 2月 1日策定

令和 5年 3月 1日改正

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、山口県が定める建築物等における木材の利用促進に関する基本方針に即して策定するもので、主として下関市産木材の利用促進を図るため、下関市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、下関市が整備する公共建築物等における木材の利用目標、その他建築物等における木材の利用の促進に必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「地域材」とは、原則として下関市内から産出された木材とするが、それらが手当てできない場合にあっては、山口県産木材とする。
- 2 「木造化」とは、施設の構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁等）の全て、又は一部に地域材を使って新築及び増改築することをいう。
- 3 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て、又は一部に地域材を用いることをいう。

第3 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止、快適な生活環境の保全、木材をはじめとした林産物の供給など、市民の暮らしや、産業活動を支える多面的な機能を持っている。

また、市内の森林においては、今後本格的な収穫期を迎える造林地が増加傾向にあることから、地域材の需要を拡大することが重要である。

地域材の利用を促進することは、林業生産活動の再生を通じた森林の適切な整備につながり、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資することとなる。

木材の利用を推進すべき公共建築物等は、法第2条第2項に規定する公共建築物並びに法第22条にある工作物とし、地域材の利用促進を図ることにより、多くの市民が木に直接触れ合い、木の良さを実感でき、木材の特性やその利用促進の意義について、理解を深めるとともに、地域材の利用拡大に努めるものとする。

また、公共建築物以外の住宅等の民間分野における地域材の利用促進、さらには、建築物以外の各種工作物の資材、各種備品等の原材料及び森林バイオマスエネルギー

源としての利用の拡大等広く地域材の利用を呼びかける。

第4 下関市が整備する公共建築物等における木材の利用目標

1 木造化の推進

市が整備する木材の利用を推進すべき公共建築物等のうち、次の各号に掲げるものを除き、原則として、木造化に努める。ただし、木造化が困難な場合にあっても、可能な限り木質化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化をすることが困難な場合
- (2) 著しく費用を要する等、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- (3) 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
- (4) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な場合
- (5) その他、木造化することが困難な場合

2 木質化の推進

市が整備する木材の利用を推進すべき公共建築物等においては、低層・高層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所や壁面の腰壁、床など、内装の木質化が適切と判断される部分については木質化に努める。

3 公共工事における木材利用の推進

木材が利用可能な工種、工法において、耐久性などの求められる性能やコスト等を勘案し、地域材の利用に努める。

第5 その他建築物等における木材の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るとともに、計画、設計等の段階から建設コストのみならず維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの観点からも経済性について、十分検討する。

2 体制整備に関する事項

市は、地域材の円滑な利用を推進するため、関係機関との連絡調整等を行う。

3 間伐材利用の促進

間伐材を利用した集成材や合板、無垢材等の建築用材への利用促進はもとより、建築用材に適さない間伐材においても、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図る。

4 普及啓発に関する事項

市及び木造施設の管理者は、市民及び施設の来訪者に木の良さを充分に実感できるようにアピールし、普及啓発に努める。また、地方公共団体以外の者が整備する建築物等においても、積極的に木材の利用を広く呼びかけ、理解と協力を得るとともに木材の普及啓発に努める。